

FAX 送信状

令和2年3月25日

会 員 各 位

発信人

(一社)全国旅行業協会埼玉県支部

(一社)埼玉県旅行業協会

〒330-0834 さいたま市大宮区天沼町 1-441-1

TEL 048-648-3661 FAX 048-648-3666

下記書類をご送信申し上げますのでご査収戴き宜しくご配慮お願い申し上げます。

記

・ **日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付**のご案内文書--No.1~No.3
(申込・受付・相談は、3頁へ記載しておりますので、直接、お問い合わせ下さい。)

・ **埼玉県社会福祉協議会一時的な資金の緊急貸付に関するご案内**-----No.4~No.5
(申込・受付・相談は、直接、お住いの各市町村社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。)

★上記の資料は、会員の皆様方への情報提供で、実際の融資を確約するものではありません。また、融資条件(要件)等については、随時、更新される場合もありますので、直接、各お問い合わせ先へご確認下さい。

★詳しい内容は、**タイトル名**で検索可能です。

(ご案内)新型コロナウイルス関連の融資制度等については、埼玉県旅行業協会のホームページ(<http://antasaitama.com/>)の会員専用ページ(パスワード anta)にも掲載していますので、ご参考として下さい。

令和2年3月25日

会 員 各 位

(一社)埼玉県旅行業協会
会 長 浅 子 和 世

平素は旅行業協会に対しご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。
新型コロナウイルス感染症の拡大により、会員に於いては旅行者からのキャンセルが増大し、厳しい経営環境に直面しております。
政府では新型コロナウイルス対策として、中小企業向けのメニューを用意されており、その中で中小・小規模事業者向けに、日本政策金融公庫から無利子無担保で特別貸付制度の創設です。今までに前例のない措置であるとともに、中小事業・国民事業(個人事業)の方が対象となります。
無利子・無担保融資(3月19日に更新)についてご案内いたします。
但し、審査等がございますので必ずしも融資を受けられるものではございません。
情報提供をさせていただくもので、期待にそぐわない場合がございます。
予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで地質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。措置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

〔融 資 対 象〕 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月~12月の売上高平均額

※個人事業主は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応

〔資金の使いみち〕 運転資金、設備資金 **〔担 保〕** 無 担 保

〔貸 付 期 間〕 設備 20年以内、運転 15年以内 **〔うち据置期間〕** 5年以内

10/

《融資限度額(別枠)》 中小事業 3 億円、国民事業(個人事業) 6,000 万円

《金利》 当初 3 年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利

中小事業 1,11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

(利下げ限度額：中小事業 1 億円、国民事業 3,000 万円)

※国民事業における利下げ限度額は、「マル契融資の金利引下げ」、

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で 3,000 万円となります。

※令和 2 年 3 月 2 日時点、信用力や担保の有無に係わらず利率は一律

※令和 2 年 1 月 29 日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、

要件に合致する場合は、遡及適用が可能です。

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の 3 年間まで 0.9%の金利引下げを実施。据置期間は最長 5 年。4 月中旬より制度適用開始。

《融資対象》 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方。

①最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方

②業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方

a 過去 3 ヶ月 (最近 1 ヶ月を含む) の平均売上高

b 令和元年 12 月の売上高

c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

《資金の使いみち》 運転資金、設備資金 《担保》 無担保

《貸付期間》 設備 20 年以内、運転 15 年以内 《うち据置期間》 5 年以内

《融資限度額》 3 億円

《金利》 当初 3 年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利

1.11%→0.21% (利下げ限度額：1 億円)

※令和 2 年 3 月 2 日時点、信用力や担保の有無に係わらず利率は一律

※令和 2 年 3 月 19 日以降に商工中金から危機対応融資以外の借入を行った場

合いも、要件に合致する場合は、遡及適用が可能です。

特別利子補給制度

NO 2

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、明細が固まり次第、
中企庁 HP 等で公表予定。

《**適用対象**》日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件：製造業・建設業・運輸業・その他業種は従業員 20 名以下
：卸売業・小売業・サービス業は従業員 5 名以下

《**利子補給**》

- ・期間：借入後当初 3 年間
- ・補給対象上限：(日本公庫) 中小事業 1 億円、国民事業 3,000 万円
(商工中金) 危機対応融資 1 億円

※令和 2 年 1 月 29 日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について
上記適用要件を満たす場合には、本制度の遡及適用が可能です。

《**情報の提供**》

日本政策金融公庫の申請や相談の窓口につきまして、「**衆議院議員 村井英樹**」氏からの提供です。

直接、日本政策金融公庫にお問い合わせされる際は、スムーズに対応いただけるよう下記の支店担当者へ連絡お願いいたします。

なお、直接連絡される前に相談がある場合、衆議院議員 **村井英樹 秘書 二宮氏** (090-8313-0955) へご連絡お願いいたします。

- ・中小事業者 さいたま支店 担当：岡 氏・草野氏 Tel 048-643-8320
- ・国民事業者 浦和支店 担当：広田氏・小暮氏 Tel 048-822-7171

※担当者には、必ず 衆議院議員 村井英樹氏からの紹介と伝えてください。

※上記の支店への連絡の場合、最寄りの支店担当者を紹介される場合がありますので、その旨、ご対応下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

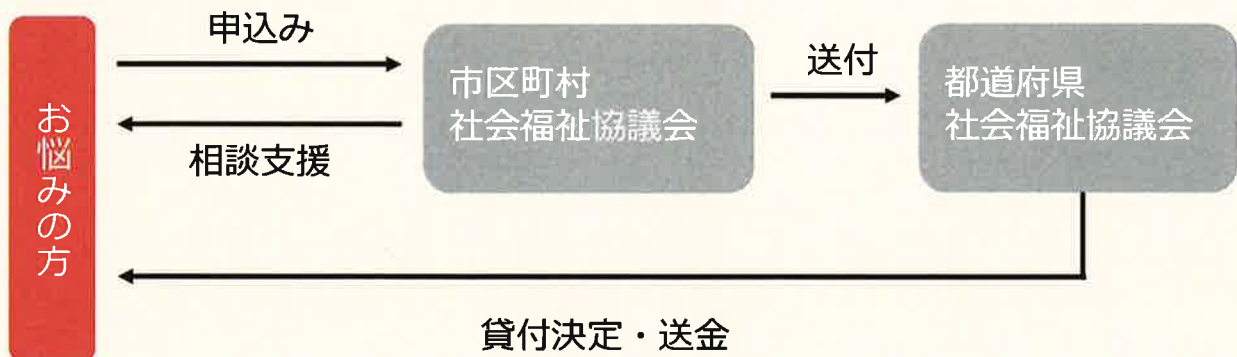
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



●受付開始日

3月25日(水)

●申込、受付

お住まいの市区町村社会福祉協議会

※3月18日(水)から受付開始日(3月25日(水))までの問い合わせ先
都道府県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

赤字は従来の要件を緩和したもの。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。